

令和元年度財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、大津町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものである。

2. 審査の結果

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：％)			
健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.75
② 連結実質赤字比率	—	—	18.75
③ 実質公債費比率	9.6	10.6	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

3. 審査意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、平成30年度と同様、実質収支額が黒字であるため、実質赤字額はなく、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、平成30年度と同様、一般会計、特別会計ともに実質黒字であるため、連結実質赤字額はなく、良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は、9.6％となっている。早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成30年度の熊本県内市町村平均値（7.7％）と比べると決して低い数値とは言えない。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は、新庁舎建設事業や仮庁舎リース料、災害公営住宅建設事業など主に熊本地震に伴う地方債の発行により、地方債の残高が前年度比6億5,617万5千円増加しているが、マイナスの値となっている。

しかし、これは標準財政規模の増額や、地方債に充当することができる特定歳入や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等の増が大きく影響しているためであり、決して楽観視してはならない。今後も注視していく必要がある。

令和元年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、大津町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものである。

2. 審査の結果

審査に付された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道特別会計	—	—	20.0
農業集落排水特別会計	—	—	20.0

3. 審査意見

令和元年度は、平成30年度と同様、各会計とも資金不足がないことから、資金不足比率は生じていない。

しかし、公共下水道事業及び農業集落排水事業は、使用料以外に一般会計からの繰入金等に頼る財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられるため、より一層の経営健全化に努められたい。